

各法人制度の概要

類型	公益法人	特定非営利活動法人 (NPO法人)	中間法人		営利法人	
法人名	社団法人・財団法人	特定非営利活動法人 (NPO法人)	有限責任中間法人	無限責任中間法人	株式会社	
根拠法	民法34条	特定非営利活動促進法2条2項	中間法人法		商法52条	
設立主義	許可主義 (主務官庁の許可(34)) 主務官庁:内閣総理大臣、各省大臣、都道府県知事	認証主義 (所轄庁の設立の認証(必要書類を提出)(10)) 所轄庁:都道府県知事、内閣総理大臣(9、)	準則主義 (定款、基金(最低基金300万円)等基本的な要件を充足(10、12、19ほか))	準則主義 (定款等の基本的な要件を満たす(93、94))	準則主義 (資本金(最低資本金1,000万円)、定款等基本的な要件を充足(165、168/4、188ほか))	
機	理事等定数	・1人又は数人(52) ・任期は、法律上は規定なしだが、指導監督基準上は原則として2年(4(1))	・3人以上(15) ・任期は2年以内、ただし再任可(24)	・1人又は数人(39) ・任期は原則2年(41)	個々の社員が業務を執行(102)	・取締役は3人以上(255) ・取締役の任期は原則2年以内(256)
	監事等定数	1人又は数人(任意)(58) 指導監督基準: ・必置(4(2)) ・任期は原則として2年(4(2))	・1人以上(15) ・任期は2年以内、ただし再任可(24)	・1人又は数人(51) ・任期は原則、就任後4年以内に終了する事業年度のうちに最終のものに関する定時社員総会の終結のときまで(53)	個々の社員が他の社員に対し、事業遂行状況について報告を求め、又は業務及び財産の状況を調査可能(105)	・大会社につき監査役は3人以上(商法特例法18) ・任期は原則、就任後4年内の最終の決算期に関する定時総会の終結のときまで(273)
	役員等構成	(法律上)規定なし 指導監督基準: ・理事のうち、同一の親族、特定の企業の関係者、所管官庁の出身者は3分の1以下(4(1)) ・同一業界の関係者は2分の1以下(4(1))	各役員につきその配偶者又は三親等内の親族が1人以内かつ当該役員並びにその配偶者及び三親等内の親族が役員総数の3分の1以下(21)	規定なし	規定なし	大会社における監査役(3人以上)のうち1人以上は就任前5年間会社又はその子会社の取締役、執行役又は支配人その他の使用人となつたことがない者(商法特例法18)
	監事兼職禁止規定	(法律上)規定なし 指導監督基準上は理事との兼職禁止(4(2))	理事又は特定非営利活動法人の職員との兼職禁止(19)	理事又は有限責任中間法人の使用人との兼職禁止(52)	規定なし	・会社若しくは子会社の取締役若しくは支配人その他の使用人又は子会社の執行役との兼職禁止(276) ・大会社にあっては、連結子会社の取締役、執行役又は支配人その他の使用人との兼職禁止(商法特例法18)
	社員総会等又は評議員会	社団法人 社員総会(53,63) 財団法人 (法律上)規定なし 指導監督基準: ・財団法人において原則設置(4(4)) ・理事と同数程度以上が望ましい(運用指針)	社員総会(30)	社員総会(28~38)	規定なし	(株主総会(230/10~252))
監督規定	主務官庁による監督上必要な命令(67)	所轄庁による改善命令(42) 所轄庁による報告徴収(41)(相当な理由等がある場合)	規定なし		規定なし	
設立許可取消等	設立許可取消し(71)	所轄庁による設立認証の取消し(43、)	裁判所の解散命令・保全処分(9)		裁判所の解散命令・保全処分(58)	
計 算 書 類	作成・備置書類	(法律上)財産目録の作成 ・事務所への備置のみ(51) 指導監督基準: 定款又は寄附行為役員名簿 (社団法人の場合)社員名簿 事業報告書 収支計算書 正味財産増減計算書 貸借対照表 財産目録 事業計画書 収支予算書を作成、主たる事務所及び所管官庁に備置(7(1)、(2))	事業報告書 財産目録 貸借対照表 収支計算書 役員名簿等 を作成、主たる事務所に備置し(28)、年に1回、上記書類及び定款等(変更のあった場合)を所轄庁に提出(29)	貸借対照表 損益計算書 事業報告書 剰余金の処分又は損失の処理に関する議案 附属明細書 監査報告書 を作成、備置(59、60、61)	規定なし	貸借対照表 損益計算書 営業報告書 利益の処分又は損失の処理に関する議案 附属明細書 監査報告書 を作成、備置(281、281、281/3、282、商法特例法13、14、15)。(大会社はも)については公告も実施(283、商法特例法16)。 一部の会社については 有価証券報告書を作成、備置、公衆の縦覧(証券取引法24、25)
	閲覧対象者	(法律上)規定なし 指導監督基準上、原則として一般の閲覧(7(1)、(2))	・社員その他の利害関係人の請求により上記~の書類又は定款等の閲覧(28) ・所轄庁において上記書類につき閲覧(29)	社員及び法人の債権者に対し閲覧、謄本等の交付(61)	規定なし	株主・会社債権者に対し閲覧、謄本等の交付(282)

各法人制度の概要

類型	公益法人	特定非営利活動法人 (NPO法人)	中間法人		営利法人
法人名	社団法人・財団法人	特定非営利活動法人 (NPO法人)	有限責任中間法人	無限責任中間法人	株式会社
外部監査の義務付け	(法律上)規定なし 申合せ: 一定規模(資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上)以上の公益法人に対し、各府省より要請	規定なし	規定なし		大会社(資本金5億円以上又は負債額200億円以上)につき監査役による監査の他に会計監査人による監査を受けなければならない(商法特例法2)
解散法人の残余財産分配	定款又は寄附行為で指定した者に帰属(72) 理事は主務官庁の許可を得て当該法人の目的に類似の目的のために処分(72) 国庫に帰属(72)	定款で定めた者に帰属(32) 清算人は所轄庁の認証を得て国又は地方公共団体に譲渡可能(32) 国庫に帰属(32)	定款で定めた者に帰属(86) 社員総会の決議により定めた者に帰属(86) 国庫に帰属(86)	定款の定めた者に帰属(113) 総社員の同意により定めた者に帰属(113) 国庫に帰属(113)	株式数に応じた分配(425)
その他	合併に関する規定	なし	あり(33～39)	あり(122～149)	あり(56、408～416)
	収益事業等の実施	(法律上)規定なし 指導監督基準 ・公益事業の推進に資するもので、公益事業費を賄うに必要な程度の規模、公益法人としての社会的信用を傷つけないものにつき実施可能(2(6)) ・区分経理(運用指針)	・特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、その他の事業を実施可能。ただし、収益を生じた場合は、当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない(5) ・区分経理(5)	制限なし	
他	法人数 26,043法人 ・社団法人 12,872法人 ・財団法人 13,171法人 (平成14年10月1日現在)	13,777法人 (平成15年10月末日現在)	452法人 (平成15年9月末日現在)	105法人 (平成15年9月末日現在)	1,138,748法人 (平成15年9月末日現在)